

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

兵庫県たつの市長

公表日

令和6年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務			
②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童扶養手当の支給を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、別表の56の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を用いる。 ○児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ○児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法第16条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法第30条の資料の提供等の求めに関する事務 ○児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務			
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、マイナポータル申請管理システム、申請管理システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
児童扶養手当情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	○番号法第9条第1項及び別表の56の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)第2条第2項及び第9条、公金受取口座登録法施行規則第2条第15号			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17,21,42,72,89,90,125,141,155の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項			

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	たつの市福祉部児童福祉課
②所属長の役職名	児童福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791)64-3203(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	たつの市役所 福祉部 児童福祉課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791)64-3153(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、児童手当事務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して、手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、児童手当事務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して、手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童扶養手当の支給を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、別表第一の37の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を利用する。	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童扶養手当の支給を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、別表の56の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を利用する。	事後	
令和6年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項及び別表第1の37の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	○番号法第9条第1項及び別表の56の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)第2条第2項及び第9条、公金受取口座登録法施行規則第2条第15号	事後	
令和6年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号別表第二 情報照会の根拠 番号法別表第2の57の項 情報提供の根拠 番号法別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第31条 情報提供の根拠 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17,21,42,72,89,90,125,141,155の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	事後	
令和6年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和5年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和5年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	